令和６年４月以降の医療・福祉関係の勤務について

　令和６年度から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、職員として勤務するあたり，認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。

認知症介護基礎研修の対象者は、介護保険施設や事業所などにおいて、介護に直接携わる職員のうち、医療や福祉関係の資格を有さない無資格者です。認知症介護基礎研修の対象者は、介護保険施設や事業所などにおいて、介護に直接携わる職員のうち、医療や福祉関係の資格を有さない無資格者です。

【免除となる資格・研修】※下記の資格をお持ちの方は不要です。

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、看護師、准看護師

介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

**指定にあたり，勤務表の提出する際にはいずれかの資格者証・修了証の添付が必須です。**